

## 非金融負債における蓋然性の考察

加 納 慶 太

はじめに

### 1. 負債の概念

- (1) AAAにおける負債の概念
- (2) FASBにおける負債の概念
- (3) 蓋然性の取り扱いが定義から認識規準へ移動する意味

### 2. 認識における蓋然性

- (1) IASC概念フレームワークにおける認識規準
- (2) IAS37における蓋然性
- (3) 認識規準における蓋然性の問題点

### 3. 測定における蓋然性

- (1) ED2005の公表
- (2) 最頻値アプローチと期待値アプローチ
- (3) 測定における蓋然性の検討

おわりに

はじめに

現在、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：以下、IASB）では蓋然性規準（probability criteria）について様々な議論が展開されて

いる。資産及び負債は、発生するかどうかについて不確実性をともなうため、蓋然性の規準によって財務諸表に計上すべき項目を制限するための機能が必要となる。また、引当金等の不確実な事象について将来を予測することは、財務諸表の作成において必要不可欠であるといえる。具体的には、製品を保証付きで販売した場合に、将来の費用のために製品保証引当金を設定するが、実際にどれだけの費用が発生するかは不確実であるため、一定の蓋然性規準を設けることが不確実性に対処する手段となっている。

こうした蓋然性規準について、従来から議論が続いている非金融負債（引当金）に焦点を当て、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：以下、IFRS）を中心に国際的な動向について検討を行い、蓋然性の規準の削除によって負債がどの程度拡大しているかを明らかにしたい。

従来までの蓋然性規準は定義・認識で取り扱われており、将来の経済的便益の発生確率の低い項目は除外され、財務諸表に計上されるものは確実性があるものに限定されていた。しかし、現在IFRSにおいて行われている議論では、認識規準において要件の一つとされていた「発生の可能性が高い」という蓋然性規準を除外しようとしている。この場合には、蓋然性は測定において反映されることとなる。このように、蓋然性の取り扱いは、負債の認識を制限するためのものから、認識した負債を測定するための要素へと変化しようとしている。蓋然性規準を測定によって取り扱うことで、負債の定義を満たしており信頼性をもって測定することが可能であれば、すべての負債が認識されるため、負債と偶発負債の区別はなくなる。

本論文では、まず負債の概念について整理を行い、従来までの不確実性の取り扱いについて検討する。次に、現在採用されているIFRSの蓋然性規準の考察を行い、最後に、測定における蓋然性について考察することとする。

## 1. 負債の概念

### (1) AAAにおける負債の概念

1960年代以前には、負債は法律上の債務として扱われた。ここでは、アメリカ会計学会（American Accounting Association：以下、AAA）によって1948年に公表された『会社財務諸表の基礎となる会計上の概念と基準』（*Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements*：以下、AAA [1948]）における負債の概念についてみていく。

AAA [1948] の基本的目的は、会計基準についての経済的研究と議論を鼓舞し、それによって、会計上の概念の秩序ある展開を助け、当該諸概念のより広範な承認をえることに役立つことであるとされていた<sup>1</sup>。AAA [1948] は後に改訂され、『会社財務諸表のための会計および報告基準』（*Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements*：以下、AAA [1957]<sup>2</sup>）として公表された。AAA [1948] では、負債を次のように定義している。

「負債は債権者の企業に対する請求権であり、過去の活動から生じる。また、負債は会社の資源の支出または利用によって決済される。」<sup>3</sup>

また、AAA [1957] では、負債を次のように定義している。

「債権者の権利分または持分（負債）は、過去の諸活動または出来事から生じた企業実体に対する請求権であり、通常はその決済に会社の資源の支出を必要とする。」<sup>4</sup>

---

1 AAA [1957] ,p.13。

2 American Accounting Association (AAA) [1957] ,*Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements*. (中島省吾訳編 [1977] 『増訂AAA 会計原則』中央経済社。)

3 AAA [1957] ,p.16。

4 AAA [1957] ,p.7。

これら2つの定義は、負債を企業に対する債権者の請求権と考え、負債の法的側面を認識している (Kerr [1984], p.12)。AAA [1948] とAAA [1957] における負債は、「資産すなわち企業の経済的資源は、有形・無形の財産に対する企業の権利である。」(AAA [1957], p.14) というAAA [1948] における資産の定義と整合性がある。ただし、AAA [1957] において資産は「経済的資源」と定義されており、負債の定義である「請求権」と首尾一貫しない (Kerr [1984], p.13) ものとなっている<sup>5</sup>。このように、AAA [1948] およびAAA [1957] では、負債の定義は「請求権」として債権債務の關係に依拠した定義となっており、不確実性については言及されていない。

## (2) FASBにおける負債の概念

徳賀 [2011] によると、Moonitz [1960] は、AAA [1957] のように負債の定義が法的關係に依拠しているのは、法律上の見解が「会計的認識の外枠 (outer limits) となっている」(p.43) からであることを指摘し、「この外枠を取り去ることによって、会計独自のより弾力的・包括的な負債概念が形成される前提条件が準備される」(p.43) と考えた<sup>6</sup>。

Moonitz [1960] のいう、法的な債権債務概念との直接的關係に言及せずに負債を定義する試みは、米国財務会計基準審議會 (Financial Accounting Standards Board: 以下、FASB) の概念フレームワーク・プロジェクトまで待たねばならなかった<sup>7</sup>。

概念フレームワーク・プロジェクトは、一方ではある取引や事象の認識を制限するため、他方では新たな事象を認識するため、資産と負債を明確に意義付ける試みとして1973年から開始された。そして、1982年にFASBから財務会計の諸概念に関するステートメント第6号「財務諸表の構成要素」(Statements of Financial Accounting Concepts No.6, *Elements of Financial Statements*: 以下、

5 AAA [1957] における資産は、「特定の会計エンティティーにおいて営利目的で投下された経済的資源である。」(AAA [1957], p.3) と定義されている。

6 徳賀 [2011], p.126。

7 徳賀 [2011], p.127。

SFAC 6) が公表された。SFAC 6によると、多くの負債の存在または金額（またはその両方）は、発生の可能性が高いといえるが確実であるとはいえない<sup>8</sup>。たとえば、訴訟において、企業は訴訟に負けた場合には現金を支払う必要があるが、その結果は不確実である場合が多い。そのため、SFAC 6では、負債の定義において蓋然性を要求することで、将来におこりうる負債の金額を反映できるようにしていた。

SFAC 6は負債を以下のように定義している。

「負債は、過去の取引または事象の結果、将来において他の主体に資産を引き渡す、またはサービスを提供する特定の主体の現在の義務から生ずる、発生の可能性の高い経済的便益の犠牲である。」(para.35)

ここでは、①過去の取引・事象の結果であること、②他の主体に資産またはサービスを引き渡す現在の義務が存在していること、③発生の可能性が高いこと、および④義務の履行に経済的便益の犠牲が発生することという4つが、負債の定義の要件として挙げられている。

SFAC 6では、法的な債権債務概念に言及することなく負債が定義されている。そのため、「発生の可能性が高いこと」という蓋然性の規準が設定されている。このことで、不確実な負債項目の財務諸表への計上を制限することが可能となる。

AAAは負債を「請求権」として捉え、SFAC 6は負債を「経済的便益の犠牲」として捉えた。SFAC 6では負債の「定義」として蓋然性規準が存在するが、その後、国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee : 以下、IASC) の「財務諸表の作成及び表示に関するフレームワーク」(Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements : 以下、IASC概念フレームワーク) において、負債の蓋然性は「認識規準」の一つとして取り扱われることとなる。

---

8 SFAC6 [1985] ,para.46.

(3) 蓋然性の取り扱いが定義から認識規準へ移動する意味

構成要素の定義は普遍性をもつべきである。定義が狭ければ認識可能な範囲を狭めてしまうこととなる。仮に負債の定義に蓋然性規準を含めた場合には、定義に合致しないものは貸借対照表への計上が除外される。一方、負債の定義に蓋然性を含めない場合には、改めて認識要件の一つとして蓋然性規準を設ける必要があるだろう。

たとえば、国際会計基準第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」(International Accounting Standard No.37, *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets* : 以下、IAS37) では定義においては蓋然性を含めず、認識要件の一つとして蓋然性を要求している。

同じ種類の債務が多数ある場合(たとえば、製品保証債務)に関しては、決済に要するであろう流出の可能性は、同種の債務全体を考慮して決定される。一つの項目については流出の可能性が低いかもしれないが、同種の債務を全体としてみると決済に必要となる資源の流出の可能性が高い場合がある。このような場合には、引当金が認識される(IAS37, para.24)。

IAS37適用ガイダンスC説例1 製品保証では、決済時における経済的便益をもつ資源の流出について、製品保証全体としては流出の可能性が高いとし、負債として認識される。

認識要件は、時代とともに大きく変化しうるので、個別の基準レベルで操作しやすい方がよいであろう。なお、負債の定義を満たしながら認識されない項目については、財務諸表に対する注記として開示するよう要求されることが多い。その意味では、負債の定義が注記の対象とすべき項目を限定するという役割を果たしているとも解することができる<sup>9</sup>。

---

9 川村 [2007]、p.45。

## 2. 認識における蓋然性

### (1) IASC概念フレームワークにおける認識規準

負債の認識において、発生の可能性が低い事象についても認識の対象とすることは、貸借対照表に計上する負債項目を増加させ、意思決定に有用な情報を提供することを困難にさせる。そのため、認識要件の一つとして蓋然性規準を設けることが必要となる。

IASC概念フレームワークは、会計の基礎的な概念の枠組みを定めることによって、各規準を作成する基礎とするために策定された。そこでは、財務諸表の構成要素として、資産、負債、持分、収益、費用等が定義されている。その中で負債は、過去の事象から発生した当該企業の現在の債務であり、これを決済することにより経済的便益を包含する資源が当該企業から流出する結果になると予想されるものと定義されている (IASC [1989], para.49)。しかし、負債の定義を満たしたからといって、貸借対照表に認識されるわけではなく、同基準で定めている認識規準を満たさなければ負債として認識されない。特に、負債が認識される前に、企業から流出するであろう将来の経済的便益の予想が蓋然性規準を満たすほどに十分に確実なものでなければならないとしている<sup>10</sup>。

IASC概念フレームワークにおいて、認識は、構成要素の定義を満たしかつ認識規準を満たすある項目を、貸借対照表又は損益計算書に組入れる過程のことをいい<sup>11</sup>、認識規準として次のような規定が設けられている。

「構成要素の定義を満たす項目は、当該項目に関連する将来の経済的便益が、企業から流出する可能性が高く、かつ、信頼性をもって測定できる原価又は価値を有している場合に認識しなければならない。」(IASC [1989], para.83)

このように、IASC概念フレームワークでは、蓋然性が認識規準として提示されている。

---

10 IASC [1989], para.50.

11 IASC [1989], para.82.

IASC概念フレームワークにおいて、定義に加えて認識規準においても蓋然性を追加しているのは、定義だけによって認識の判断を決定することが困難であったからだと考えられる。

(2) IAS37における蓋然性

川村 [2007] (p.45) によれば、蓋然性の低い製品保証債務や金融保証債務等を認識する実務が先行していることを考慮に入れれば、「一定の蓋然性」を不変性の具備が期待される負債の定義に含めることはすでに現実的ではない。負債の定義において蓋然性を設定することは、定義を満たさないものが貸借対照表において認識されてしまうこととなる。一方、負債の定義において蓋然性を規定しない場合には、負債の定義を満たしているが、貸借対照表に認識されない項目を、認識規準によって判断することになる。

IAS37では、認識規準に「発生の可能性が高い (probable)」という蓋然性についての規準を規定している。IAS37では、認識の段階で引当金と偶発負債を区分している。ここでいう「発生の可能性が高い」とは、資源の流出が起らない可能性よりも起こる可能性の方が高い (more likely than not) ということであり、経済的便益を持つ資源の流出が50%超を超える確率で起こるということの意味する。また、IAS37におけるprobableの解釈は、必ずしもIASの他の基準における負債一般の解釈に適用されないとされている (IAS37.23脚注1)。これは、「引当金の認識規準における経済的便益の移転の発生確率の下限は、他の負債の場合 (「発生の可能性が高い」) よりも緩やかである」<sup>12</sup>と考えられるからである。

IAS37において、蓋然性を満たさない事象については、負債は認識されず偶発負債となる。偶発負債は、過去の事象から発生し得る債務のうち、完全には企業の支配可能な範囲にない将来の1つ以上の不確実な事象の発生又は不発生によってのみその存在が確認される債務、あるいは、過去の事象から発生した現在の債務であるが、債務決済のために経済的便益を具現化した資源の流出が必要となる可能性が高くない、または、債務の金額が十分に信頼性を持って測

---

12 徳賀 [2003]、p.21。

定できないものをいう（IAS37.para.10）。

図表1は、引当金、偶発負債および偶発資産を発生可能性によって分類したものである。

図表1 引当金・偶発項目の発生可能性による分類

経済的便益の 流入・流出の可能性	引当金／偶発負債	偶発資産
ほとんど確実 (virtually certain)	引当金として負債を 認識	資産を認識
高い (probable)※1	引当金として負債を 認識※2	偶発資産を注記開示
高くない (not probable)	偶発負債を注記開示	開示は要求されてい ない
ほとんどない (remote)	開示は要求されてい ない	開示は要求されてい ない

※1 可能性が高い (probable) とは、経済的便益をもつ資源の流出が起こる可能性が、起こらない可能性よりも高い (more likely than not) ということの意味する (IAS37.23)。

※2 経済的便益の流出の可能性が高いものであっても、債務の金額を信頼性をもって見積ることができない場合には、偶発負債を注記開示する。

(図表1はIAS37の適用ガイダンスAをもとに著者が作成した。)

### (3) 認識規準における蓋然性の問題点

一方で、IFRSで使われている蓋然性の規準は様々である。これには、「可能性が高い」、「そうなる可能性の方が高い」、「ほとんど確実」、「合理的に考え得る」などが含まれる<sup>13</sup>。

また、FASBから公表された財務会計基準書第5号「偶発事象の会計処理」(Statement of Financial Accounting Standards No.5, *Accounting for Contingencies* : 以下、SFAS 5)<sup>14</sup>では、発生可能性の程度の大きさを、「可能性が大きい (probable)」、「可能性がある程度ある (reasonably possible)」、「可能性がほとん

13 IASB [2015], para.BC5.8.

14 FASB [1975], SFAS5, *Accounting for Contingencies*, March. (日本公認会計士協会国際委員会訳 [1984] 『米国FASB財務会計基準書 外国為替換算会計他』同文館出版、pp.61-98。)

どない (remote)」の3つに区分しており、IFRSで使われている用語と異なる。

さらに、SFAC 6におけるprobableは、一般的意味として使用され、「利用可能な証拠または論理をもとに合理的に期待または信用されうるが、確かでもなく証明もされていない」<sup>15</sup>とされている。一方、SFAS 5における蓋然性が高いとは、将来事象が発生するであろうこととされ、合理的な可能性があることと区別している。

このように、FASBとIFRSのprobableの取り扱いは異なる。また、IAS37の蓋然性規準の閾値に関しては、50%超という規定はあるが、蓋然性の判断は様々で、財務諸表作成者の判断に大きく依存する。そのため、probableに対する統一した規準が必要となる。

また、IFRSについては、企業結合との整合性の問題が指摘されている。IFRS 3では、経済的便益を包含する資源の流出の可能性が低いとしても当該偶発負債が企業にとって現在の債務である場合には、取得日に認識することとされている。一方、原始認識後は、偶発項目たる負債の会計処理はIAS37に従うことになる (IFRS3, para.36) ため、蓋然性の乏しい項目については、原始認識後直ちに認識終了が求められることにもなりかねない。

さらに、50%超という閾値によって、期末時点に存在する負債をすべてオンバランスすることができない。

### 3. 測定における蓋然性

#### (1) ED2005の公表

これまでの議論で、負債の蓋然性を認識規準で取り扱うことには問題点が存在することが確認できた。IASBは、IAS37改訂のための公開草案「IAS37およびIAS19の修正案」(Exposure Draft, *Proposed Amendments to IAS 37 Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets and IAS 19 Employee Benefits* : 以下、

---

15 FASB [1985], para.35. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB財務会計の諸概念 (増補版)』 p.301。)

ED2005)は、FASBとの短期統合プロジェクト及び企業結合プロジェクトの成果として公表された(ED2005.1)。

ED2005では、「偶発負債」という用語を基準から削除することが提案されている。偶発負債の本来の意味は、将来の不確実な事象の生起によってのみ確認することが可能な債務であるが、IAS37では、現在の債務であるが発生の可能性の高くないものや、測定信頼性が低いために引当金として認識されないものも、偶発負債として扱っていた。このため、「従来の偶発負債という用語の使用法には混乱がみられるので、偶発負債の削除はそうした混乱を回避することを目的の一つ」<sup>16</sup>としている。

ED2005における非金融負債は、以下の条件を満たす場合にこれを認識しなければならない(ED2005.11)。

- (a) 負債の定義を満たしており、
- (b) 信頼性を持って測定することが可能であること。

非金融負債の認識は、不確実な将来の事象が発生する(または発生しない)蓋然性にかかわらず認識され、将来の事象に関する不確実性は、認識される負債の測定の中で反映される(ED2005.23)。

つまり、ここでは、非金融負債の認識について蓋然性規準を設けず、負債の定義を満たし、信頼性がある場合にはすべての事象を負債として認識する。そして、蓋然性については、「測定」において反映させることとしている。

## (2) 最頻値アプローチと期待値アプローチ

測定において蓋然性を反映させる場合には、最頻値アプローチか期待値アプローチかという論争がある<sup>17</sup>。最頻値法とは、生起する可能性が最も高い単一の金額によって評価する方法であり、期待値法とは、生起し得る複数のキャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額によって評価する方法である。

伝統的に、負債の評価には最頻値アプローチが使われてきた。この場合に

---

16 川村 [2007]、p.36。

17 徳賀 [2011]、p.132。

は、不確実性は認識規準において考慮される。たとえば、SFAS 5では、認識規準の一つとして「負債が発生していたという可能性が大きいこと」という蓋然性規準を求めている<sup>18</sup>。ここでは、単一の義務もしくは複数の義務に関わらず、発生確率によって認識の是非を決定し、最も発生の可能性が高い金額を計上することとなる<sup>19</sup>。

IAS37では、単一の債務に関しては、見積られた個々の結果のうち最も起こりそうなもの（最頻値）が負債に対する最善の見積りとなる（IAS37.40）とし、複数の債務に関しては、債務はすべての起こり得る結果をそれぞれの関連する確率により加重平均して期待値によって測定される（IAS37.39）としており、債務が単一か複数かによって最頻値アプローチと期待値アプローチを使い分けている。

ED2005においては、不確定義務（非金融負債）の評価は、決済もしくは移転のために第三者に支払う合理的な金額によるとしている（ED2005.29）。ここでの合理的な金額は、期待値アプローチによって計算されたもので、複数の義務に関する負債と単一の義務に関する負債の両方に適した方法であるとしている（ED2005.31）。また、最も発生が見込まれる結果（最頻値アプローチ）に基づいて測定された単一の債務に関する負債は、企業が債務の決済もしくは移転のために支払う合理的な金額を必ずしも表現しないであろう、としている（ED2005.31）。ここでは、不確実性は測定の段階で考慮する。

### （3）測定における蓋然性の検討

蓋然性規準を認識の段階で適用させる場合には、ある事象を発生の確率によってオンバランスか注記かを判断し、オンバランスとする場合は最頻値アプローチによって、最も起こりうるであろう金額を財務諸表上に計上していた。このことで、負債は、一定の発生可能性があるもののみが計上されることとなる。

---

18 この可能性が大きいというのは、将来、事実が発生する見込みであること（likely to occur）をいう。

19 FASB [1975]、para.3, para.8.

一方、発生するであろうキャッシュ・アウトフローを予測し、測定に反映する必要がある債務は、認識の段階においては蓋然性を適用することはなく、測定段階でその蓋然性を適用することが有用となる。IASB [2010] では、期待値によって導き出した金額が、企業が債務の決済又は移転に際して第三者に支払う期末日現在での合理的な金額の基礎である可能性が高いとされている。すべての負債を認識し、発生可能性を測定で適用することで、企業に存在する負債のすべてを捉えることが可能となる。

たとえば、報告期間の末日において、75%の確率で100万円の債務、20%の確率で200万円の債務、5%の確率で500万円の債務が発生するとした場合に、加重平均によって計算すると負債は140万円となる<sup>20</sup>。

負債の評価において期待値アプローチを採用することにより、発生する可能性が異なる事象に関して、発生確率によってそれらの相違を評価に反映させることができる。また、複数のキャッシュ・アウトフローが期待できる事象に関して、最も可能性が高い金額だけでなく、発生する可能性のある全金額を評価に反映することができるという利点がある。

このことで、期末日における不確実性を捉えることが可能となる。

## おわりに

本論文では、非金融負債における蓋然性について検討を行った。蓋然性の問題は定義・認識の問題から測定の問題へと移行している。そうした中で、負債の会計において不確実性をどのように取り扱うかという議論は、負債に関する主要な論点となっている。

1960年代以前の負債の概念は、企業に対する請求権として考えられ、法的なものとして取り扱われた。ここでは、負債の不確実性については触れられてい

---

20 計算式は次のとおりである。 $(100万円 \times 75\%) + (200万円 \times 20\%) + (500万円 \times 5\%) = 140万円$ 。

ない。その後、FASBの概念フレームワーク・プロジェクトにおいてはじめて、負債の定義として「発生の可能性が高い」という蓋然性について述べられている。この定義において会計独自の弾力的な負債概念が形成された。つまり、負債を請求権としてではなく、経済的便益の犠牲としてとらえたのである。

その後、蓋然性の取り扱い、定義から認識規準へと移動する。これは、構成要素の定義は普遍性をもつべきであり、範囲を狭めることは負債の認識可能な範囲を狭めてしまうことになるからである。IAS37では、認識規準の一つとして「発生の可能性が高い (probable)」という蓋然性について規定している。これは、経済的便益を持つ資源の流出が50%超を超える確率で起こるということを意味する。蓋然性を満たさない事象については、負債は認識されず偶発負債となる。

ただし、こうした負債の認識方法にはいくつかの問題点がある。IFRSで使われている蓋然性は統一されておらず、様々な規準が存在する。また、50%超という閾値の規定はあるが蓋然性の判断は様々であり財務諸表作成者に依存する。さらに、閾値を設定するため、期末時点に存在する負債をすべてオンバランスすることができない。そのため、ED2005においては、認識規準から蓋然性要件を外すことが検討された。蓋然性は、認識される負債をふるい分けるものではなく、存在する負債を測定する道具となりつつある。これは、IASB [2010] やIASB [2015] において負債の認識要件において蓋然性が削除されていることから明らかである。

蓋然性が認識規準から削除された場合に、負債をどのように測定するかという問題もある。将来の不確実性をともなう事象に対する伝統的アプローチは、事象を発生確率の高さによって認識するかしないかを決定し、認識規準をクリアしたものに対して、最も発生確率が高い単一のキャッシュ・フローの金額を与える方法であった。一方、IASBでは期待値アプローチによって負債を測定しようとしている。期待値アプローチでは起こりうるすべての金額をそれぞれの発生確率で加重平均することによって導き出される。IASBは期待値アプローチによる負債の測定を提案しているが、単一の債務に期待値を使用することは有用でないという考え方から、反対意見も多い。

非金融負債の取り扱いについてはその影響が多いため、蓋然性をめぐるとの変遷はまだ基準としての合意を得られてはいない。IASB [2015] などの議論では、負債の概念を拡大させ、期末時点に存在する負債をすべてオンバランスするものであった。いずれにせよ、財務諸表利用者に有用な財務情報がどのようなものであるかについて、今後も多くの議論が必要である。

#### 参考文献

- ・川村義則 [2007] 「非金融負債をめぐるとの会計問題」『金融研究』第26巻第3号（8月）、pp.27-67。
- ・徳賀芳弘 [2003] 「引当金の認識と評価に関する一考察」『IMES discussion paper series』No.2003-J-17（7月）。
- ・徳賀芳弘 [2011] 「負債と経済的義務」斎藤静樹『体系現代会計学企業会計の基礎概念』、中央経済社、pp.113-163。
- ・American Accounting Association (AAA) [1948], *Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements*.
- ・AAA [1957], *Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements*. (中島吾吾訳編 [1977] 『増訂AAA 会計原則』中央経済社。)
- ・American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) [1970], *Statement of Accounting Principles Board No.4, Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*. (川口順一訳 [1973] 『アメリカ公認会計士協会企業会計原則』同文館出版。)
- ・Financial Accounting Standards Board (FASB) [1975], *SFAS5, Accounting for Contingencies*, March. (日本公認会計士協会国際委員会訳 [1984] 『米国FASB財務会計基準書 外国為替換算会計他』同文館出版、pp.61-98。)
- ・FASB [1976], *Discussion Memorandum, An Analysis of Issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*. (津守常弘監訳 [1977] 『FASB財務会計の概念フレームワーク』中央経済社。)
- ・FASB [1985], *Statement of Financial Accounting Concepts No.3, Elements of Financial Statements*. (平松一夫・広瀬義州訳 [2002] 『FASB財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社。)
- ・International Accounting Standards Board (IASB) [2005], *Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS 37, Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets and IAS 19 Employee Benefits*. (企業会計基準委員会 [2005]、『公開草案 IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」およびIAS第19号「従業員給付」修正案』)
- ・IASB [2010], *Exposure Draft, Measurement of Liabilities in IAS37 (Limited re-exposure of proposed amendment to IAS37)*, January.
- ・IASB [2015], *Exposure Draft, Conceptual Framework for Financial Reporting*, March. (企業会計基準委員会訳 [2015] 公開草案 『財務報告に関する概念フレームワーク』に

関する結論の根拠」5月。）

- ・ International Accounting Standards Committee (IASC) [1989], *Framework for Preparation and Presentation of Financial Statements*, April.
- ・ IASC [1998], IAS No.37, *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*. (企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 [2014]、国際会計基準第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」『国際財務報告基準』中央経済社。)
- ・ Kerr, J.St.G. [1984], *The Definition and Recognition of Liabilities*, Victorian Printing Pty. Ltd. (徳賀芳弘訳 [1989]『負債の定義と認識』九州大学出版会。)
- ・ Moonitz, M. [1960], "The Changing Concept of Liabilities," *The Journal of Accountancy*, Vol.109, No.5 (May) .